平成２８年（フ）第３８２号
川崎市中原区宮内３丁目８番１号　コーポくらまえ　305
債務者　景家　　淳
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
川崎市中原区宮内３丁目８番１号　コーポくらまえ　305
債務者　景家　裕美
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
川崎市高津区千年1018番地　ＴＹＮｏ．１ハイツ　102
債務者　鈴木　偉仙
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９０号
川崎市川崎区大島５丁目28番７号　桂荘　７号、前住所川崎市川崎区四谷上町４番23号
債務者　藤原　譲二
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９１号
川崎市幸区小向西町４丁目92番地　コーポ長谷川　201
債務者　松橋　良夫
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
川崎市川崎区旭町２丁目24番10号
債務者　丸山　祐香
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
川崎市麻生区岡上561番地１　グランドヒル岡上　Ａ―101
債務者　山崎　雄二
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
川崎市幸区中幸町１丁目49番地　佐藤マンション　404、前住所川崎市川崎区殿町２丁目６番15号　クレセントカーサ　101
債務者　成田　英明
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２４号
川崎市幸区南加瀬４丁目４番29号　エステートピアホウリネス　202、前住所川崎市幸区南加瀬３丁目20番14―405号　クレッセント新川崎Ⅱ
債務者　野村　香理
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２５号
川崎市高津区久本１丁目17番１―411号　ハイネス溝の口
債務者　千葉　ゆき（旧姓島野）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
広島県福山市神辺町字湯野305番地１　徳永アパート６号
債務者　福島　敏雄
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１５１号
広島県福山市新涯町１丁目29番36号
債務者　柳田　千惠
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７７号
佐賀県唐津市鏡2893番地　鏡県営住宅１棟Ｂ115号
債務者　秀島　静子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第３８９号
熊本市中央区渡鹿２丁目２番17号　コーポ鈴鹿102、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2268番地３　エレガンス菊陽201号
債務者　古閑　　穣
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１７号
奈良県生駒郡平群町若葉台３丁目５番16号
債務者　山本沙枝子
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
奈良県吉野郡大淀町大字北野40番地の７
債務者　大嶋　伸幸
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
奈良地方裁判所五條支部